

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (19 . 4 定)			
日 時	平成 1 9 年 1 2 月 1 7 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 4 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	高橋委員長、大竹副委員長、千葉・大橋・菊地・佐藤・林下・ 北野・横田各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・ 福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、保健所長、 会計管理者、小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="padding-left: 40px;">委員長</p> <p style="padding-left: 40px;">署名員</p> <p style="padding-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、菊地委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、吹田委員が大橋委員に、中島委員が菊地委員に、佐々木委員が林下委員にそれぞれ交代をしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

千葉委員

一般質問で質問した項目の中で、何点が質問させていただきます。

妊婦健康診断について

最初に、妊婦健康診査についてお聞きします。

先日新聞に、妊婦健診をほとんど受けないまま出産時にいきなり病院へ来る未受診妊婦についての記事がありました。これは静岡県調査でしたが、全国的にも未受診妊婦、いわゆる飛び込み出産が増えているそうです。小樽市内の病院では、このように飛び込み出産はあるのか、把握されていたら、答弁をお願いします。

（保健所）保健総務課長

いわゆる飛び込み出産の件数でございますけれども、小樽の場合は市内の医療機関 2 か所でお産を受けておりますけれども、特にこの二つの医療機関からの報告を受けてはございませんけれども、保健所の担当保健師等の話に基づきますと、ごくわずかではありますけれども、年に数件程度はあるのではないかとこのように考えております。

千葉委員

この未受診妊婦の出産なのですけれども、妊婦が死亡する割合も非常に高くなり、未熟児の割合は全国平均では 9 パーセントですが、この 4 倍近くにも上るそうです。妊娠をしたら、家計を少し切り詰めてでも健診を受診するのが命を宿した親の責任でもあります。しかし、経済的な理由で受診を控える、また受診をしない方が増える傾向にもあると考えますけれども、小樽市の現状はどうですか。

（保健所）保健総務課長

妊婦の健診の件でございますけれども、小樽市では、現在、公費負担で妊娠の前期と後期に分けて 2 回の妊婦健診を行っておりますけれども、この健診の受診率につきましては、この過去 3 年間ぐらいで平成 16 年度につきましては 80.2 パーセント、17 年度につきましては 92.7 パーセント、18 年度につきましては 80.1 パーセントとなっております。このほかに里帰りではかの町で出産するというケースもございますので、実際はこれよりも受診率自体は多少高いのではないかとこのように思っております。そういう状況になってございます。

千葉委員

未受診のまま出産することは母子の健康にかかわることだけでなく、受入れ側の病院にも高いリスクが伴うと考えますが、病院側の考え方を聞かせてください。

（保健所）保健総務課長

出産を扱っている医療機関の基本的な考え方でございますけれども、基本的には母体と子供の安全ということ優先に考えまして、このようなケースでありましても、基本的には受け入れているというふうに聞いてございます。

千葉委員

本市の公費負担の回数の拡充については、一般質問の中でも話をさせていただきました。厚生労働省の通知では、妊婦健診公費負担について 5 回程度に増やすことが望ましいとされ、この通知を受けて、無料健診回数を増やす自治体が増えております。答弁では、国の指導を踏まえ、道内他都市の実施状況も参考としながら、来年度以降妊婦無料健診の回数を増やす方向で検討を進めているとのことでありました。隣接する札幌市は、10 月から今まで 1 回だった無料健診を 5 回に拡大しております。小樽市は非常に厳しい財政状況でありますけれども、この無料健診につきまして、来年度、回数を拡大し実施する見通しはあるか、見解を求めたいと思います。

（保健所）保健総務課長

平成 20 年度以降の妊婦健診の拡大についてでございますけれども、一般質問で市長の方から答弁させていただいたとおりでございますけれども、国の指導に従いまして、それに沿った形で本市においてもやっていきたいというふうには考えてございますけれども、具体的にどのような回数にするかというのは、今後、庁内でいろいろ協議をした上で、決定していきたいというふうに考えてございます。

千葉委員

少子化対策拡充の地方財政措置ということで、金額等も質問の中で述べさせていただいて、倍増されておりますけれども、妊婦健診費用の助成拡大のほかに、その財政措置というのは、児童虐待防止対策の推進、また地域の子育て力の強化、ファミリー・フレンドリー企業の普及促進などにも充てられることが想定をされます。地域の実情に応じて、少子化対策拡充ができるための財政措置でありますけれども、ぜひとも小樽市におかれましては、妊婦健診公費負担も回数の拡充は 5 回ということではありますが、この 5 回に拡充していただきたいと強く要望しまして、御所見をお聞きします。

（保健所）保健総務課長

回数は 5 回というのが国としても理想的だというふうに言っておりますので、私どももそのような方向で考えていきたいと思っておりますけれども、今後その財政事情もございまして、他都市の状況もよく調査した上で、前向きに検討していきたいというふうに考えてございます。

千葉委員

わかりました。

市民会館の身体障害者用トイレ整備について

続きまして、一般質問の中で市民会館における身体障害者用トイレの整備について伺いました。答弁では、身体障害者用トイレは設置していないが、洋式トイレには手すりをつけている。また、介護が必要なときは申出により職員が対応することとしているとのことでした。

そこで、何点が伺います。

職員がいる事務室というのは、市民会館では地下 1 階となっております。介護が必要な車いすの方がいた場合、どのように申出をするのですか。また、その申出に対する案内表示などはしてあるのですか。

（市民）総合サービスセンター所長

市民会館のトイレの関係でございますけれども、まず案内表示につきましては、市民会館の入り口には一般のトイレの入り口と身体障害者の方のトイレの入り口が二つありまして、それぞれに表示してございます。それから、トイレの前にも表示してございます。表示の内容は、身体障害者でトイレを使用する場合に、補助が必要な方につきましては、1 階の案内若しくは事務室の方に申し出てくださいということで表示してございます。

千葉委員

1 階の案内ということだったのですが、1 階に常時いる方は男性の方で、何か質問すると、事務室の方に行ってくださいという話がよくあるのですが、身体障害者の方のトイレの介護に対しての申出には、その方が直接事務室

の方に連絡をとってくれるということですか。

（市民）総合サービスセンター所長

申出がございましたら、その担当者から直接事務室の方に連絡することになっております。もしも、その方が男性の場合であれば男性職員、女性であれば女性職員が対応するという事で用意しております。

千葉委員

1階のトイレに洋式トイレを据えつけているということだったのですが、1階のトイレの間口は何センチメートルで、広さはどのくらいですか。

（市民）総合サービスセンター所長

男子トイレですけれども、間口は約80センチメートルございまして、横が6.2メートル、縦が3.7メートル、女子トイレが2.25メートル、3.5メートルとなっております。それから、中の洋式トイレの大きさでございますけれども、1.05メートル掛ける0.83メートルでございます。これは男女とも同じ大きさでございます。

千葉委員

その間口の広さで今80センチメートルという答弁ですけれども、実際に使った方から御意見をいただいたのですが、車いすで来館された方を介護する場合に、トイレのスペースを考えると、介護者も中に入って移動させることがちょっと困難であるというお話がありました。安全にトイレ内に移動させることが非常に難しく、逆に危険が伴うというふうに考えますけれども、考えをお聞きます。

（市民）総合サービスセンター所長

狭いということで、そういったこともあろうかと思えます。現在のところ、事故等は起こっておりませんけれども、指定管理者の方としましても、そういった場合はできるだけ声をかけていただき、介護、補助させていくという形で対応していきたいということでございます。

千葉委員

対応していただけるということなのですが、実際に市民会館で行われる行事といいますのは、コンサート、講演会であり、長時間にわたる場合が非常に多いと思うので、トイレの使用頻度というのは、その時間につれて高くなるというふうに考えます。特に車いすの方が使用されると考えられる1階のトイレにつきましては、介護者や車いす自体も十分入れるスペースを確保しなければならないと考えますし、また小樽市文化芸術振興基本計画の素案もできてきましたけれども、この中で市民だれもが広く文化芸術に触れたり、活動できるよう施設整備を進めていただきたいというふうに思います。市民会館のトイレに関しましては、ぜひ一日も早い身体障害者用専門のトイレの整備をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

（市民）総合サービスセンター所長

身体障害者用のトイレの整備についてでございますけれども、少なくとも、場所の問題や広さ、利用実態等につきましては、今後、指定管理者と協議してまいりたいと思っております。

千葉委員

市税の口座振替について

次に、市税の口座振替について質問いたします。

口座振替推進の取組に当たっては、納期内に納入を図られることや経費の節減など効果が大きいことから、加入促進に努めているとお話ございました。

経費節減の具体的な内容、また効果について示してください。

（財政）納税課長

口座振替の効果なのですけれども、納期限内に納入が図られるということで、滞納者が増えないということでは、滞納整理に係るあらゆる経費が軽減されるということがあると思えます。例えば口座振替の納税通知書と一般の納

税通知書でしたら、厚さが違うものですから、印刷経費自体も若干安くなっていますので、そういう効果があるか
と思います。

それと、納税される方も每期ごと、例えば金融機関に行くという手間がなくなるということで、かなりの煩わし
さが省かれ、納税義務者の方もかなり大きな効果があるのではないかと考えております。

千葉委員

口座振替利用状況なのですけれども、市税の概要を見ますと、過去 5 年間の利用率は微増になってござい
ます。毎年度利用率アップに向けて市として目標を定め、取組をなされているのか。口座振替の利用率は道内各自治体と
比べて、小樽市は進んでいるのか、教えてください。

（財政）納税課長

まず、目標なのですけれども、毎年納税振替の申込みが約 1,300 件から 1,400 件あります。平成 18 年度も約 1,400
件ありました。この件数を維持していきたいとは考えております。

それと、利用率の他都市の状況なのですけれども、平成 17 年度の主要都市の平均によりますと、市道民税が 24.9
パーセント、小樽市が 22.24 パーセント、固定資産税・都市計画税が 38.39 パーセント、小樽市が 38.9 パーセントと
若干増えております。軽自動車税が平均で 9.39 パーセント、小樽市が 6.2 パーセントということでちょっと落ち込ん
でいますけれども、そのような状況になっております。

千葉委員

利用者増加に当たっては、納税通知書に依頼書を添付している、広報、FM おたるを通じて加入の呼びかけを行
っているとの答弁でしたが、ほかに新しい取組はございますか。

（財政）納税課長

新しい取組なのですけれども、今特にありません。

千葉委員

わかりました。

自治体によっては口座振替の推進に当たりまして、先ほどの答弁の中にもあったのですけれども、納税通知書の
ページ数を減らすことができるため、紙の削減が可能なことから、今、環境に優しい納付方法ということで PR を
しております。また、ある自治体では市税の口座振替のキャンペーンなどを行いまして、先着 100 名様にエコバッグ
を進呈するなど取組をされているところもあります。口座振替を全納税者が利用すると、年間何本の木が保全され
るのか試算を出して、ホームページを使って利用普及を図っているところもあります。明年、洞爺湖で行われる環
境サミットの開催で、エコに関しては非常に市民の関心も増していると考えますし、小樽市の市税の口座振替のホ
ームページを見ましても、文字が並んでいるだけで、推進に力を入れる工夫が何か必要なのかということで、その
辺も踏まえて、PR に関しては小樽市として工夫をお願いしたいと思います、見解を聞かせてください。

（財政）納税課長

今の委員のお話がありましたように、やはり、私どもも印刷経費で経費が浮くというような話もしているわけで
すから、工夫についてホームページとかで考えたいと思います。

千葉委員

それで、口座振替の再振替日の設定について質問させていただきます。

一般質問の答弁では、督促状の問題や口座振替のコストの問題で実施は困難ということでありました。そこで、
20 日以内に督促状を発送するまでの事務の流れを確認させていただきたいのです。

（財政）納税課長

通常、月末の納期限が多いものですから、30 日を振替日とした場合に、9 日前の 21 日ごろ、職員が口座振替のデ
ータを金融機関に持って行ってあります。そして、30 日に振替をしまして、その翌月の 5 日ごろ、金融機関から市

役所の方に振替済み通知書というのが届きます。これによりまして、会計課とシステム課で事務処理がなされまして、7日ごろに振替済み通知書が納税課の方に届きます。それを基に、10日ごろに口座振替不能通知を発送しまして、20日に督促状を出すという、大体これが口座振替の一般的な事務の流れでございます。

千葉委員

確認をさせていただきたいのですけれども、そのデータをFDで持ち込みをなされていると思うのですが、その持ち込みのデータの作成や今答弁のあった各金融機関に持っていく外部データ作成もすべて市職員がやっているということでしょうか。

（財政）納税課長

委員のおっしゃるとおりです。

千葉委員

そうしましたら、最初に話がありました口座振替自体を推進することが経費の節減効果はあるけれども、再振替を実施することは経費節減効果が縮小される、若しくは効果がなくなってしまうという認識でよろしいのか、答弁をお願いします。

（財政）納税課長

再振替につきましては、例えば1件ならいいのですけれども、やはり600件なり、1,000件になると、今言った仕事を、再度同じことを繰り返さないためだということもありまして、人件費が倍かかりますので、そういう点ではせっかくやっても経費はちょっと難しいのかと思いますので、委員おっしゃるとおりの状況であります。

千葉委員

わかりました。また、私自身も研究をして進めていきたいと思っております。

町会活動支援員制度について

最後に、小樽市の町会活動支援員制度について質問をさせていただきたいというふうに思います。

本年4月の統一地方選挙で、町会に対する市職員の支援を行う市長の政策がございました。市と市民との協働のまちづくりを推進するため、町会活動を支援し、町会の課題等の相談窓口にもなるとの目的で、小樽市町会活動支援員要綱を策定され、10月より実施をされております。

初めに、現在の小樽市の町会数と、支援員制度に対して要請があった町会数及び支援員として配置した職員数について示してください。

（市民）総合サービスセンター所長

町会数でございますけれども、現在は153町会となっております。町会活動支援員の配置についてでございますけれども、10月スタートした時点では37町会、37名の支援員でございましたけれども、現在では47町会、47名ということになってございます。

千葉委員

ただいまの答弁によりますと、当初のころより町会活動支援員の方が10名増えているということで、若干増えたということなのですが、支援員を必要とする町会がまだ少ないのかというふうに感じております。町会に対してどのような説明をし、あわせて幹部職員にはどのような周知をされたのか。

（市民）総合サービスセンター所長

町会に対する説明でございますけれども、本年6月に総連合町会の三役会にも説明をさせていただきまして、その後7月19日役員会の方に出向きまして説明させていただきました。

この制度の発足に当たりまして、全町会に要綱を送付させていただくのと同時に、電話で内容について説明させていただきました。

この中で、今回、要請しなかった町会の御意見といたしましては、一つは役員を含めて町会として、組織として

きちんとしている。要するに、今のところは町会活動支援員という部分で必要ないという御意見。それから、役員の中に既に市職員やOBの方が入っており、活躍されているということで必要がないという御意見。それから、若しくは町会の単位が小さいといったことで、問題点もなく今のは必要がないといったことで、必要になった時点で改めて要請したいといったことで、現在使われていないという実情があります。

次に、管理職に対する説明の関係でございますけれども、まず部長会の方にこの内容について説明をさせていただきまして、その後、庶務担当の課長会議の中で2回説明させていただきました。そして、発足内容でございますけれども、9月26日に全管理職を対象といたしまして、この町会活動支援員制度の要綱や内容について説明を実施いたしましたして周知を図ったところであります。

千葉委員

全管理職が対象ということですか。

（市民）総合サービスセンター所長

医療職と技術職を除く全管理職を対象に説明会を開催いたしました。

千葉委員

わかりました。

市長がこの制度を提案した目的の一つには、町会役員の高齢化や町会活動が低下している現状の声を聞いて、地域コミュニティ構築を目指しての考えで提案したものと認識しております。しかし、現状では町会に1名の町会活動支援員しか配置されておられません。町会の実情というのは、結局イベントなどの人手が足りない等の悩みが多く寄せられております。いわゆるマンパワー的な支援が必要であると考えられますが、1人の支援員で本当の意味での役割が果たせるのかという疑問がありますが、その辺についての考え方を聞かせてください。

（市民）総合サービスセンター所長

町会活動支援員制度の関係でございますけれども、これについては先ほど医療職、医療技術を除く全管理職に説明会を行いまして、一応課題としましては、管理職全員が支援に行くということになっております。町会から支援の配置要請のあった方につきましては、町会担当支援員ということで配置になっている。ですから、それ以外の管理職は全員で支援員ということになっておりますので、今、委員がおっしゃったように、町会からイベント等で多数の支援要請があった場合は町会を担当しておられません管理職が、必要な人数で支援に伺うということで考えております。その辺につきましても、町会の方々にまだ知られていないということであれば、再度町会の方に説明をしていきたいというふうに思っております。

千葉委員

役員のなり手がいないことや行事を手伝う人がいないなどが大きな悩みであると思っておりますけれども、今話を聞きまして、町会の支援のあり方として、全員が町会活動支援員ということで、直接かかわっていくということで理解をいたしました。

次に、町会組織そのものに問題がある。そこに住む一人一人の行政に関する問題もたくさんございます。そういう中で、支援員の方がいろいろ相談を受けると思いますが、例えば今は除雪、生活環境、福祉にかかわる等、たくさん要望や意見もあると思えます。これらの問題に対しまして、支援員がどこまで立ち入って支援をすることができるのか、基本的な考えを示してください。

（市民）総合サービスセンター所長

町会を担当しております町会活動支援員が、それぞれ一人一人の問題にかかわるということにつきましては、守秘義務等の問題もありまして、かなり難しいものと思っております。いずれにしましても、町会担当ということでございますので、こういった問題につきましても、それぞれの担当の町会の役員の方といろいろと協力をしながら、よい方法を模索していきたいというふうに思っております。

千葉委員

相談をされた町会や住民の皆さんというのは、当然の思いとして、市の幹部職員だから相談したものは解決してくれるのではないかという期待をいたします。しかし、実際は今話にありましたように、守秘義務の問題や中には解決が難しい問題が多いと思われませんが、実際に解決できなかった場合に、市の幹部なのになぜ解決できないのだろうかという不信感も生まれる可能性があると思います。その点につきましては、どのように考えていますか。

（市民）総合サービスセンター所長

委員が御指摘のとおり、市の幹部職員が町会活動支援員として行っているわけでございますから、すぐ解決ができないといったことで不信感が生まれる可能性がある。それはごもっともでございます。それにつきまして、私どもとしまして、一つ一つの問題としまして、町会からの御依頼につきましては、支援員の方も含めて小樽市の全体としての予算や取組などについては、現状をいろいろと説明し周知していく中で、まず御理解をいただきたいと思っています。ただ、また市としまして、いろいろな町会からの御要望もございましたので、できるだけ実現するような形の体制をつくれたらいいというふうには思っております。

千葉委員

いずれにしても、小さな問題から大きな問題まで行政側としては丁寧な説明で御理解をいただかなくてはいけないというふうに思っております。実際に町会活動支援員制度が発足をして3か月目に入りましたけれども、今日まで支援員が相談を受けた件数、また主な相談内容について教えていただけますか。

（市民）総合サービスセンター所長

相談を受けた課題と件数でございますけれども、町会活動支援員が決定した場合には、それぞれの町会長の方に赴きまして、あいさつと再度内容を説明させていただいております。その上で、支援員が支援の相談を実際に受けた件数ですけれども、10月、11月の2か月間では、例えば役員会に出席して、この制度の内容の説明、市の事業の説明を求められたり、廃品回収で手伝いを頼まれたり、カーブミラーの設置を要望されたり、側溝のふたの改修や敬老会の準備の手伝い、市の助成について説明してほしいとかといったような内容がありました。件数としては、2か月で16件、あと件数には書かれておりませんが、市の事業の内容につきまして相談といいますか、助言をしたというのもございます。

千葉委員

今伺った内容を聞きましても、非常に御苦労があるということを感じましたけれども、町会における町会活動支援員の立場ということでございますけれども、今いろいろ話を伺った中では、支援員の皆様は町会での日常的なつながりというのが当然必要になってくるようであります。町会や住民のことを常に掌握をすることも必要と思われましても、町会との接点については、どのように持たれているのか、現状について教えてください。

（市民）総合サービスセンター所長

町会活動支援員と町会との接点についての御質問でございますけれども、それにつきましては町会長といろいろと連絡をとりながら、町会の要請によりまして、役員会などに積極的に参加させていただいております。その中で、担当する町会の中の役員からお話を伺いながら、お互いの理解を深めているところでございます。

千葉委員

町会活動支援員制度の所管は市民部ということでありますけれども、市民部長みずからも支援員と伺っています。部長はこの町会との接点をどのように持っているのか、また具体的な支援はどのようなものがあつたのか。あわせてそこが見える支援員制度の課題とまた今後の方向性などについて見解を求めたいと思います。

市民部長

今、委員の方からお話がございましたように、私も町会活動支援員ということで、実は幸町会の方で支援をさせてもらっています。こういった中で、接点ということになりますと、町会の中で総務部会の中に特別会員みたいな

形で籍を置かせてもらいまして、基本的には総務部会の方に出席をさせていただいております。その他必要があれば、先ほど言いましたとおり、会長の方とも連絡をとりながら、ある意味で接点を模索しているという段階でございます。

具体的な支援でございますけれども、幸町会は非常に大きな町会でございます、幸町会内でさまざまな活動がされております。そういった中で、イベント等としまして、実は私が支援員になってから、廃品回収あるいは敬老会、それからレスキューキッチンで、町会の方で災害に備えて訓練をされている、そういうようなこともございます。そういったものの中に、実は出席をさせていただきまして、ある意味でマンパワー的なところで参加させていただいているというふうに考えてございます。

この支援員の課題でございますけれども、先ほどからお話でございますように、やはり現在、支援員になっている人間の働き方によるというか、かわり方によって、それが将来的に広がっていくのか、そういった意味で大きな試金石になっているのではないかというふうに思っております。したがって、支援員が町会に愛されるといいますか、役に立つ支援という形でこういった接点を求めていくのかというのが一つと、もう一つは、先ほど来、委員の方からお話でございますように、市職員としてのさまざまな制約があります。あるいは要望があります。そういったものをいかにしてうまく地域とコミュニケーションをとって解決していくのか、そういったこともこれからの大きな課題であるというふうに考えています。そんなふうに思っておりますので、いずれにしましても市職員も含めて、市がある意味で町会と大きく手を携えてこれから向かっていく、そういった意味で協力しながら、市としても向かう姿勢を町会の皆さん方、さらに役員の皆さん方に示していきながら、提供していくということが大切なのではないかと、そんなふうに思っております。

千葉委員

本当に御苦労されていると思いますが、頑張ってくださいと思います。

最後に今答えていただきましたけれども、それを踏まえまして、市長の町会活動支援員制度に対する見解をお願いします。

市長

町会活動支援員制度の問題ですけれども、実はこの間、町会長との懇談の場がかなりあって、いろいろ悩み事の相談を受けまして、まず町会の役員のなり手がいないといいますが、高齢化していてなかなか役員がいらないから、ぜひ市役所の職員で役員をやる人、なり手を出すように要請を受けたのですけれども、なかなかこれは個人の問題になりますので、こちらからあなたはこの町会の役員をやるというふうにもいかないものですから、当面は何とか市職員として、幹部職員として応援できる仕組みはないかということから、こういう制度を考えたわけですけれども、10月に発足して、まだ2か月ちょっとですので、これからこういった問題があるのかもありますし、まだ3分の1弱の町会ですから、これからいろいろな活動実績を示していくと、よその町会からもぜひお願いしたいという要請もまた来るのだろうというふうに思っていますし、それから町会に話しましても、町会もいろいろ大変でしょうから、市の方にいろいろな問題が返ってくるというのが少ないという問題もありますから、そういう面で支援員が中に入って行って、いろいろな要望事項を的確につかまえて、市としてできることがあればすぐ対応していくという、そういうこともありますので、ぜひこれは大きく育てていけばいいと思っていますし、もっと町会の方にも、支援員と人間的な信頼関係と言いますが、そんなものを築いてもらって、大いに活用してほしいというふうに思っていますし、これからももっと私どもも町会にこういった制度のPR、それから市職員もそういった応援体制をつくっていく、そんなことでこれからも進めていきたいと思っています。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

林下委員

去る13日の予算特別委員会で私は財政健全化法に関しまして、旧産炭地を除けば財政再建団体あるいは早期健全化団体と指摘をされている市町村の多くは市立病院と港湾の機能を持っている、そういった共通性があるという指摘をし、市長にも見解などを示していただきました。今回、港湾関係に絞って質問をさせていただきたいと思いません。

小樽港の財政負担について

小樽市は二つの港を有しまして、国や道の分担ということもあるでしょうけれども、重要港湾を抱える管理者として財政負担も大変なものだというふうに考えています。それで、小樽港、石狩湾新港を含めまして、直近5年くらいの小樽市の財政負担がどのくらいになるのか、答弁願います。

（港湾）事業計画課長

最近5年間の港湾整備事業の事業費でありますけれども、小樽港につきましては、直轄、補助、起債、合わせまして57億9,600万円となっております。なお、管理者の負担金は25億200万円になってございます。

（港湾）港湾整備室主幹

石狩湾新港に対します母体負担金の額で申し上げます。平成18年度の母体負担金は4億3,980万円程度になってございまして、平成15年度から漸減している傾向にございます。

林下委員

今、計画されている今後の整備計画と申しますか、そういったものの概要や今後そういった事業に伴う市の財政負担の見通しはどうなりますか。

（港湾）事業計画課長

今後の港湾整備の状況でございまして、平成19年度の小樽港の整備事業の規模なのですが、今年度直轄、補助、起債を合わせまして3億8,500万円ということで、直轄事業につきましては防波堤の改良、補助事業につきましては臨港道路の整備、運河の浄化というようなことを実施しておりますが、当面につきましては、平成19年度の当初予算の規模、3億8,500万円程度の規模で推移していくということで考えてございまして、大きな岸壁整備等の実施の予定はございません。

（港湾）港湾整備室主幹

石狩湾新港管理組合への母体負担金の今後の推移予測につきましては、現在、小樽市を含め、各母体が大変厳しい財政状況の中にございますので、できるだけ母体負担金の軽減を図るよう、申し入れている最中でございます。つきまして、今後数年間、公債費のピークを迎えておりますので、なかなか母体負担金の軽減策というのは大きくは図ることはできないかとは思いますが、漸減をするように、今後とも要請していく考えでございまして。

林下委員

例えば改正ソーラス条約に関する整備費に限ってみますと、小樽港と石狩湾新港で、小樽市の負担はどのくらいになっておりますか。

（港湾）事業計画課長

改正ソーラス条約に関する整備費の小樽市の負担ということでございますが、平成16年度に港湾施設の整備を行っております。建設費は3億6,200万円、管理者の負担はそのうち1億2,200万円となっております。

（港湾）港湾整備室主幹

石狩湾新港の改正ソーラス条約関連の整備費については、掌握してございません。

林下委員

それで、今後、改正ソーラス条約に基づく保安施設を拡張されるというような計画はあるのですか。

（港湾）事業計画課長

今、小樽港につきましては、5 ふ頭16バースで改正ソーラス条約への対応をしておりますが、当面増やすという予定はございません。

（港湾）港湾整備室主幹

昨年度末に供用開始いたしました西ふ頭が改正ソーラス条約対象区域に設定して以後、新たに編入する箇所については、現在のところございません。

林下委員

それでは、大水深化工事の計画の実績と負担の関係を明らかにしていただきたいと思います。

（港湾）事業計画課長

小樽港のいわゆる大水深バースにつきましては、勝納ふ頭のマイナス10メートル岸壁、中央ふ頭にマイナス12メートル岸壁、港町ふ頭にマイナス14メートル岸壁、同じく港町ふ頭にマイナス12メートル岸壁と4バース持っておりますが、今、港湾計画で持っておりますのは、港町ふ頭から第2号ふ頭にかけて、計画上はマイナス12メートルの岸壁の計画を持っておりますが、これにつきましては当面着手する予定はございません。

林下委員

今の答弁は今後、工事は無いという理解でいいですか。

（港湾）事業計画課長

計画に位置づけているということで、永久にないということではないのですが、現在のいろいろな港の取扱いの状況を見ますと、直ちに大水深岸壁を整備する、当面という言い方をしましたけれども、ここ5年とかそういうスパンでは着手するということにはならないというふうに考えてございます。

林下委員

それでは、合同庁舎の移転事業の工事が進んでいるわけですが、この概要、その後の跡地の利用や駐車場、道路、公園と、いろいろうわさには聞いているのですけれども、具体的な計画についての小樽市の財政負担があるのかどうか、計画そのものも教えてください。

（港湾）事業計画課長

国の合同庁舎の建替えにつきましては、平成19年度に合同庁舎の建替え工事が発注になるということで、実際の工事は平成20年度の雪解けぐらいから21年度いっぱいぐらいを予定していると聞いてございます。この合同庁舎の建替えにつきましては、国の事業でございますが、これに関して市の負担というものはございません。ただ、関連しまして、港湾管理者である市が合同庁舎の周辺の道路整備を行う予定をしております、平成20年度から合同庁舎前通り線などの道路整備を予定しているということで、その部分について当然市の事業ということで費用が入ってくるわけですが、あと周辺環境整備、緑地等の整備、これは将来的には計画を持っておりますが、まずは合同庁舎建替えに伴いまして、周辺道路の整備を先行して進めるという予定でございます。

林下委員

これらの事業については、国の事業ですから、市が改めて負担を求められるということはありません。けれども、道路で言えば、これから拡張するのか、あるいは何か環境整備が必要ということで、市の事業がかかわってくるとすれば、国の事業に伴うことだということで、ぜひ主張はしていただきたいというふうに思います。

港湾関係につきましては、相当多くの予算が必要だということもわかりましたけれども、今、小樽市は機構改革をやって経費の節減などの努力をしている最中ということで、こういった国が発注した事業を市が負担をしなければならぬ部分といったことをいろいろと考えますと、この5年間で結構ですけれども、貨物の取扱量や企業誘致、経済効果がどういふふうになっているのか、教えてください。

（港湾）事業計画課長

今、港湾整備に伴う事業効果というようなことでございますけれども、単純に港湾を整備しまして、貨物量がその事業費見合いで何トンを見たというような定量的な数値はございませんが、最近行いました事業で申しますと、港町ふ頭の再開発というのを行ってまして、これによりまして念願であった中国との定期コンテナ航路を開設したというようなことも見えますし、平成16年度に完成しました道道臨港道路小樽港縦貫線の平磯岬区間につきましては、長年の懸案でありました平磯線から国道の東小樽交差点に向かう交差点の改良ができたということで、交通事故の緩和や臨港交通並びに一般交通の円滑化に寄与しているというところがあるというふうに考えてございます。

林下委員

投資効果というのは、簡単に見えるものでもないでしょうけれども、長いスパンでいろいろ考えて港湾事業をしていなければならないということはよくわかるのですけれども、これからもぜひ対岸貿易とか、やはり投資効果に見合うだけのものになっていかないと、こういう厳しい財政状況の中ででせっかく投じたものが貢献していないと、こういう市民の批判も出てくると思うので、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

土地や建物の寄付について

それでは次に、財政の改善のために、市は遊休地の資産の売却を進めていく方針だというふうに言われておりますけれども、小樽市は海と山が隣接をするすばらしい景観だということで、こういうすばらしい自然豊かな環境を求めているいろいろなアンケートでも小樽の評価というのは高くされているわけでありまして、私はいつも小樽市に対する定住化政策あるいはそういったものに資するために、いろいろな政策についてお願いをしてきたのですが、小樽市では市に対して土地や建物を寄付するという申入れがあっても、断っているというような話が出ておりますけれども、その件について教えてください。

（財政）契約管財課長

土地や建物の寄付についてのお話でございますけれども、私どもに毎年数件の寄付の申出をいただいてございますけれども、その都度現地を確認いたしまして、その後、庁内に現地の写真や図面を添付したメールを送りまして、当該不動産の取得希望の有無について調査をいたしまして、その結果を寄付申出者に回答するという対応してきております。ただ、不動産の寄付の多くは、急な坂の上であったり、雪道で車の進入ができなかったり、あるいは不整形であったり、のり面を含むなど使い勝手が悪いという土地が多い。家屋につきましても、相当住まわれたということで、老朽化も激しいということで、なかなか民間の不動産市場でも活用されないというようなものが、私どもの方に来るといえることが多いというのが現状でございます。また、市としても寄付を受けると、当然管理義務が発生いたしますので、例えば冬期間の雪処理の問題など、費用負担も含めて課題がございますので、寄付の申出を受けてもなかなか受けることができないというのが実情でございます。

林下委員

それでは、平成18年度あるいは19年度に土地や建物を寄付するという申入れの件数の調査や結果があれば教えてください。実際市が寄付を受けたという実績がありましたら、教えてください。

（財政）契約管財課長

寄付の申出の件数につきましては、電話による問い合わせ程度のももでございますので、すべからくというわけではございませんけれども、私ども各課に対して調査を行ったものということで答弁させていただきますと、平成18年度では土地で5件、土地・建物で2件の合計7件の寄付の申出がございました。また、平成19年度、今日現在でございますけれども、4件の土地と1件の土地・建物で合計5件の寄付の申出をいただいているところでございます。このうち寄付として受領したものでございますけれども、平成18年度に市道除雪の雪置場ということで1件の土地の寄付をいただいております。また、本年度は寄付を受領するには至ってございません。

林下委員

毎年相当数の寄付の申出があるということですが、これから健全化に資するかどうかいろいろ考え方はあると思うのですが、例えば別な都市では家庭菜園付の分譲地を開発して移住が進んでいるとか、そういう話も既に出ておりますので、積極的にこういう寄付を活用する考えはないのかお聞きします。

（財政）契約管財課長

先ほども申し上げましたとおり、土地、建物の環境や現状、さまざまな課題がありまして、すべからく受け取るというわけにはいかないというのが実情でございますけれども、今後とも寄付される方のお話などもよく伺いまして、また私どももできるだけ詳細な資料を各庁内の方に送信いたしまして、活用できるものについては、寄付を受けていくと、そういったことで対応させていきたいというふうに考えております。

林下委員

非常に難しい背景もあって、それでも寄付の申入れを受けられないという事情は理解いたしますけれども、やはり寄付をしてくれる、小樽のためにという善意に何とか積極的に対応してもらいたいというふうに思いますが、いかがですか。

財政部長

契約管財課長から申し上げましたけれども、現状、お話がある案件というのは、はっきり言いまして、あまり活用の幅のないといいますが、そういう形が多いものですから、自然と断るケースが多いような状況になっております。もう一方で、これをいただきますと、皆さんの公共の財産となっていくので、ある意味では税金でこれから維持していく、管理していくため、果たしてそういう見合いの財産となり得るかどうかということで慎重な判断が必要かと思えます。ただ、先ほどの課長からの答弁の繰り返しになりますけれども、貴重なお話ではございますので、その都度内容をよく聞いて、対応してまいりたいと思えます。

林下委員

現在、市有地を賃貸しているというような場合もあるかと思うのですが、こういった貸している土地で地代を払わない、滞納している、あるいは市の承諾なしに不法に占拠しているというような市民の通報はないですか。

（財政）契約管財課長

私どもで使用の予定のない普通財産の土地を、住宅敷地や駐車場として個人や法人の方に貸してございますけれども、残念ながら確かに一部の方で生活困窮等の理由から貸地料が滞っている方がおられます。私どもといたしましては、自宅訪問や電話などによる催促を行いまして、分割納付も含めてその解消に努めているところでございます。

それから、普通財産には貸付地のほかに約124万平方メートルほどの土地がございまして、その多くは山林や原野、それから無道路地あるいは付近住民の通路として使われている土地などでございまして、実態としてはほかの利用は難しいということもございまして、特に不法占拠というような土地はないものと考えておりますし、また私どもは今年度、今後の資産活用との観点から、200坪以上の土地について現地確認をいたしてきておりますけれども、その中でも特に不法占拠という状態はございませんでした。

林下委員

生活保護費について

生活保護費の関係について質問します。

最近、働ける人でも生活保護費を下回る賃金しか得られないという人が増えているので、生活保護費を切り下げるといふ方針が伝えられておりますけれども、本当にワーキングプアと言われること自体が問題でありまして、日本の社会をやはり正常に戻すとすれば、この問題の解決が優先されるべきだというふうに私は思いますが、滝川市で巨額な生活保護費の不正受給という事件が発覚して、滝川市は道の判断がどうかというような話をし

ておりますけれども、小樽市では、金額の問題もあるでしょうけれども、こういった点について、点検はされてきましたか。

（福祉）鉢呂主幹

滝川市のタクシー料金の不正受給という部分で、私たちも新聞等でいろいろな報道がされているのを見て、非常に驚いているというのが実感でございます。

まず、タクシーの通院の部分なのですが、生活保護の医療扶助の中で、移送の給付という制度がありまして、当然、小樽市においてもタクシーでの通院の部分についての支給はございます。この際のチェックでございますけれども、制度の建前上、費用の支給に当たっては、最小限度の実費というふうに決められております。ですから、小樽市においては基本的にはバス及びJR等の公共交通機関ということになっております。ただ、身体の状態や病状において、タクシーによらなければ通院ができないという実態もございます。その場合におきましては、まず通院先の主治医を訪問しまして、通院の必要性あるいは回数について意見を聴取いたします。その後、所に戻りまして、福祉事務所の嘱託医の方と協議をしまして、その内容について妥当であるかどうか、そこで判定をさせていただきます。その判定の結果、妥当ということになりましたら、病院から通院の日数を、通院料を証明する書類を通院証明書といっていますけれども、この証明書とかかったタクシーの費用の領収書を提出していただきまして、実際にかかった金額の相当分について支給するというふうに、実際にそういう形で支給しております。滝川市の事件を受けまして、当然小樽市の方でもこのタクシーの支給の点について再度検証を行いまして、その結果、現在のところ、不正はないだろうというふうに考えてございます。

林下委員

不正受給というのは、生活保護制度の根幹にかかわってくる問題でもありますし、あまり規制をすれば、北九州市のように世間から何を考えているのだという批判の声も受けかねませんので、やはり公平・公正を期するために、しっかり努力をしていただきたいというふうに思いますし、先ほど申し上げましたように、ワーキングプアということが言われて、現在拡大しているという指摘もあります。そういったことで、今後も生活保護費の拡大というのが懸念をされるわけですが、そこで各自治体も生活保護者に対する就業支援やいろいろな取組について努力されているということが言われておりますけれども、小樽市の就業支援の取組と実績について教えてください。

（福祉）保護課長

前段の生活保護基準の切下げといいますが、この部分について、まずこの間の経過として、国において平成18年7月に閣議決定なのですが、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、いわゆる骨太の方針の中で、2点ほど生活保護基準についての見直しということが言われているわけです。1点は低所得者世帯の消費実態を踏まえた見直しということと、もう一点は地域によって基準が違っていると、そういう観点から見直ししてはどうかということを受けて、今年度、有識者による生活扶助基準に関する検討会というものが設置されて、検討を重ねてきた中で、報告の中で一部収入階層の中で、生活扶助基準が一般の低所得者世帯より上回っていることがあったのも事実です。ただ、先週の新聞によりますと、正式なことはまだよくわからないのですが、具体的な数字もわからないのですが、一律に生活保護基準を切り下げるのではなくて、現行基準の地域間の支給格差の是正を図ると、そのような記事も出ておりましたので、今後どのようなことになるのか、引き続き推移を見ていきたいと考えております。いずれにしても、生活保護制度自体は国の法定受託事務ということもありまして、私どもは実施機関でありますので、国が決めた基準に従って行っていくということになります。

次に、保護者の状況、自立支援ということも大切な要件でありまして、小樽市独自の取組としましては、就労支援策ということで、ハローワークOBの就業指導員を配置して、ケースワーカーとハローワークとの連携を図りながら、被保護者、要保護者と求職活動についての相談、助言、指導を行っていく。これもすぐ話を聞いたから、すぐ就職できて、自立できるということにはならないのですが、粘り強く指導を重ねる中で、何とか自立でき

るような形に進めていきたいと、そういうことで考えております。

林下委員

ほかの都市の例で見ますと、例えば母子世帯でパートなどで10万円を稼ぐけれども、やはり3万円はどうしても足りないという場合の支援というか、そういう制度に切り替えてきているという自治体もあるようですから、就労支援ということと同時に、生活保護の弾力的な運用というのですか、そういったこともぜひ検討していただければと思うのですが、いかがですか。

（福祉）保護課長

先ほどの答弁の中で、就労指導の件数を忘れていましたので、平成18年度の実績なのですが、就労指導員による就労支援ということで、就労指導数が284件ありまして、そのうち就職したのが89名ということで、そのうち8件が廃止につながっております。あと81件については収入が増えたということで、廃止には至らないのですけれども、逆に扶助費の持ち出しが少なかった、そのような効果が現れています。先ほども言いましたけれども、やはり経済的自立というのはやはり大きな問題でありますので、今後、ハローワークとも連携をとりながら、粘り強く活動を行っていききたいと、指導をしていききたいと、そのように考えております。

林下委員

前回は話をさせていただいたのですが、今までは各会計ごとに監査をされてきたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により今後は監査委員がいわゆる合併した監査を行わなければならないということで、監査の責任というのが非常に一層重くなっていくのではないかとというふうに想定もされますし、財政制度を市民にもわかりやすく、こういうことをやっていますということの開示も必要だということで、今後監査委員として対策をどうしていくのかという考えがあれば、教えてください。

監査委員事務局長

ただいまお話がありましたように、このたびの新たな法制度におきまして、平成19年度決算から監査委員の新たな業務といたしまして、財政健全化判断比率の正確性を担保するための審査が義務づけられた、こういうことが加わったわけでございます。こういったことによりまして、業務内容、質、量ともに相当ボリューム増となることが見込まれるわけでございます。このことから、審査の取組方につきましても、従来にも増して、この財政制度の仕組みにつきましても、一層深めた研究をしていかなければならないということはもとよりでございます。今後、国などから審査方法など一定程度細部について示されてくるものと思われまますので、さらに私どもといたしましては、情報収集など精力的に行う中で、実効性のある職務執行に臨めるよう、まず組織体制、足元を固める方向で、現在監査委員と協議しているところでございます。

委員からお話がありましたように、監査機能の充実強化の必要性につきましては、各方面からも求められてきております昨今の状況でありますので、私どもといたしましても、そうした負託にこたえていく必要があるものと考えております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

大橋委員

まず、市立小樽病院にお尋ねをいたします。

使用済み注射針の処理について

これは、先月末に市立小樽病院の看護師の方が使用済みの注射針を運んでいく際に、誤ってこの針が刺さったことによってけがをしたということであります。使用済みの注射針を看護師が運ぶというのは、通常あり得ないことなので、それがどのような事故であったのか、経緯についてお尋ねいたします。

（樽病）総務課長

ただいま御質問にありました針刺し事故の関係ですけれども、これは11月27日の事故のことだというふうに思いまますけれども、今おっしゃった使用済みの針の運搬というのは、看護師はしていません。それはきちんとしたかたいたい箱に針を入れて、いわゆる委託業者の労務ということで担当の職員がそれを運んでおります。

今回のケースにつきましては、一般的な燃えないごみの袋をごみの集積所に運んだということです。だから、それはもともと針が入っていないものなのです。たまたま燃えないごみの袋の中に針が混在していたということと聞いております。

それで、基本的には針だけを入れているものですので、針刺し事故は病院では毎年あるのですけれども、こういうような混在した場合の針刺しというのは過去にもほとんどなかったのですけれども、今年たまたま起きたというような状況になっております。

大橋委員

通常あり得ないことが発生してしまったので、今回わざわざ尋ねているわけでありまますけれども、燃えないごみの中に針が混在することはあり得ないと病院の方も認めているわけですけれども、それでは通常のかたい箱の中に針を始末しなければいけない。しかし、今回の場合にはそれが行われていなかった。それはどういう状況の中で針が混在したのか。又はそういう箱に入れるべき針がごみの方にまじったのか、その辺については、管理の責任やいろいろな問題が絡んできますので、どういうことでそういうことが起こり得たのか、それについてお尋ねいたします。

（樽病）総務課長

今回のケースですけれども、現場の方に確認しましたところ、針を捨てるボックスと針以外のごみ箱が隣同士に置いてあったということなのです。それで、たぶん針を針箱に捨てる時にその針箱から隣の方にはねてしまって、本来入るべきでないごみ箱の方に入ったのではないだろうかということが想定されます。今後につきましては、その針を入れるごみ箱とそれ以外のごみ箱は距離を離して置く。それと、針がはねて飛び出す可能性もありますので、針がある程度たまったら、それなりにふたか何かをせよというふうな対策をして徹底していきたいということで、現在既に行っているところでございます。

大橋委員

現在、対策が行われているということでありまますから、一定の反省は行われていると思いますが、この看護師のけがの程度、それから治療の経過についてはどうなのですか。

（樽病）総務課長

今回のケースは具体的な詳しいものはまだ出ておりまませんけれども、針刺し事故があった場合は、その場ですぐ医師にかかって、消毒をして、看護師の血液をとりまして、まず、感染のおそれがないかどうかを調べ、対応します。定期的に何でもないか、何か月かの経過を見て、正常かどうかというのを確認して、その後必要な処置があればしていくという形になっております。

大橋委員

何か月か追跡して検査をするということでありまますけれども、今お尋ねした中で答弁が足りなかったのは、どの程度の傷があったというふうに認識されているかという部分です。それから、今回の場合は別にして、針刺し事故はまだほかにも不注意とかいろいろなことがあるわけですけれども、継続的な検査をした場合に、費用は市立小樽病院が負担するということでしょうけれども、どのくらいの費用がかかるというふうに考えているのですか。

（樽病）総務課長

今回の事故につきましては、腕にそれなりの針が刺さったというふうに聞いておりまして、一両日中、ある程度はれ上がったというふうに聞いております。

この針刺し事故につきましては、当然工作中的の事故ですので、公務災害扱いになりますので、これは本人負担にはなりません。市立小樽病院の方で負担する形になりまして、血液検査については、基本的には事故後、すぐ検査をした後、1 か月、3 か月、6 か月というような経過を見て検査をしていくということになっております。

大橋委員

この事故について、看護師がそういうごみを運んでいたという部分から、以前なら起こらなかったのではないかとこの指摘もあるのですが、この以前ならということは、清掃やごみ出しのルールも変わってきたのではないかとこの部分があります。それで、病院内の清掃業務等について、この5年間で民間への委託費がどのように変化しているか、年度ごとの金額を教えてください。

（樽病）総務課長

病院内ではいろいろなごみの関係の契約をしておりますけれども、今回、清掃ということで、病院内の総合的な清掃、あと病室の清掃の関係ですけれども、委託料の金額が平成14年度は5,886万1,000円、15年度は5,908万9,000円、16年度は5,910万9,000円、17年度は5,922万8,000円、18年度は5,527万7,000円となっております。

大橋委員

その清掃の中に、針出し、針をかたい箱に入れていく方は労務というふうに聞いていますから、それは節約とか、そういうことになりませんが、結局、医療系のごみを看護師が運び出した。それについては、従来は協和総合管理とかの仕事だったのではないかと。それを看護師がやることによって、今回みたいな事故が起きたのではないかと、内部からの指摘があるのですけれども、それについてはどういうふうに考えますか。

（樽病）総務課長

今、御質問のありましたごみを看護師が運んでいたということなのですけれども、このやり方につきましては、従来と基本的には変わっていないのです。それで、看護師が出す場合は、自分たちの職場からある程度病院内に何か所かにごみを置いておいて、そこに委託業者がワゴンでとりにくるという形になっていきますから、自分のところからそこに出すまでの間の事故だと思っています。そういう意味では今回も従来においても、そのごみの出し方自体には変更はないというふうに聞いております。

大橋委員

偶発的な珍しい事故であったという見方もできますし、今回だけ針が入ったのではなくて、過去においても同じようにごみの中に針が入っていたけれども、今回たまたまごみ袋を破って刺したという考え方もできると思います。ただ、今の答弁の中から、それがどちらであるかは決められないということも理解できます。看護師がそれ以上重大なことにならなかったということがありますので、この問題については今日の質問はここまでにとどめさせていただきます。

石狩湾新港と小樽港について

石狩湾新港と小樽港の関連について質問をいたします。

まず、石狩湾新港の一般貨物取扱量、それから小樽港の一般貨物取扱量について質問します。

（港湾）港湾整備室主幹

一般貨物量でございますが、石狩湾新港につきましては344万8,000トン、小樽港につきましては150万4,000トンでございます。

大橋委員

それでは、コンテナ貨物のそれぞれの数量についてお尋ねします。

（港湾）港湾整備室主幹

コンテナ貨物でございますが、石狩湾新港のコンテナ取扱個数20フィート換算で平成18年度が2万7,475本、貨物量にいたしますと、約15万トンでございます。小樽港につきましては、コンテナ個数は1万5,347本、貨物量といた

しましては19万1,000トンとなっております。

大橋委員

それでは、現在のこのような貨物量のそれぞれの伸び率、動向についてはどうとらえていますか。

（港湾）港湾整備室主幹

小樽港及び石狩湾新港の一般貨物の取扱量につきましての動向でございますけれども、まず石狩湾新港につきましては、ここ数年横ばい傾向を示しておりましたが、一昨年（平成17年度）に過去最高ということで、348万トン強の貨物が取り扱われ、18年度は若干減少いたしました。ほぼ同量が扱われてございます。また、小樽港につきましては、ここ数年若干低迷してございましたが、17年度、18年度と150万トン台を維持し、ほぼ横ばい傾向になってございます。

大橋委員

貨物量の中で、非常に変化が起きている部分というのは、従来は小樽港の発展に石狩湾新港が妨げになるのではないかというような部分もあったのですが、今、小樽の倉庫業界が非常に石狩に進出しているという感じを受けています。ということは、石狩湾新港の倉庫事業協同組合の理事長が小樽市の菅原さんであり、副理事長が山田藤夫さんであり、小樽市の業界が石狩湾新港の倉庫事業をリードしているのかというふうにとらえているのですが、現在、石狩の方に小樽市の倉庫会社がどのくらい進出し、そこにおいてどのように活躍し、小樽市にとってメリットが生まれているのかどうか、お尋ねします。

（港湾）港湾整備室主幹

小樽港におきまして、代理店業務、港湾荷役、倉庫業等々港湾を取り巻く関係業者の中で、石狩湾新港で従事している業者数でございますが、本市に本社のある企業といたしましては12社、本市以外に本社のある企業は5社でございます。合計17社が石狩湾新港の方でも事業展開をしているというふうにとらえております。

それと、メリットでございますけれども、小樽港で活動している業者が石狩湾新港にも進出し、それをイニシアチブをとりながらリードしているという現状でございます。小樽港と石狩湾新港を合わせると仕事量が大変多くなっていくだろうというふうに見えるわけなのですが、小樽市を主体にして動いている業者が石狩湾新港での貨物も扱えるということで、経済活動の範囲は広まっているものと考えてございます。

大橋委員

石狩湾新港関係の総務部移管について

石狩湾新港の問題が、今回の機構改革で港湾部ではなくて、総務部の方に移るとことが発表されました。まず、説明は一応受けましたけれども、なぜ港の問題が港湾部ではなくて今度総務部に移るのか。そこに至った考え方について説明をいただきたいと思えます。

（総務）阿部主幹

石狩湾新港管理組合に関する所管を総務部の方に移すということで考えてございまして、以前から石狩湾新港管理組合に関する議論につきましては、議会では母体協議に関する政策的な判断というか、そういった部分の議論が多かったものですから、内容的には以前から市長直轄部門で持った方がいいのではないかとということで、内部では議論もしてきていたというのがございます。

今回の機構改革に合わせまして、港湾部が室になることによりまして、体制としてはかなり縮小していくという中で、負担金のあり方とか、そういう政策的な部分につきましては問題になるので、以前から内部で協議してまいりましたとおり、その市長直轄の部門である企画政策室の方でやらせていただくというのが、今回の考え方でございます。

大橋委員

母体協議に関する部分や政策的な問題とか、そういうことで移すのだという部分はわかります。それは市の機構

としての問題ですから。

ただ、非常に矛盾が出てくるのですけれども、石狩湾新港も小樽港も、ともに港なのです、小樽の港なのです。それで、小樽の経済発展の問題、また小樽の港を今後どうするかということを論じていく場合に、その管轄が二つの部に別れるということは、支障が非常に出るのではないかというふうに思います。今日は予算特別委員会ですから、その中で石狩湾新港の問題も小樽港の問題も質疑ができます。しかし、今後、経済常任委員会では総務部は所管事項ではありませんから、経済常任委員会の質疑の中から石狩湾新港の問題が外れていくという問題が生じていきます。石狩湾新港の問題について経済常任委員会で議論するのが不十分になるということは、小樽港という小樽の港の政策問題を考えていかなければならないという経済常任委員会の趣旨からいいますと、大変重大な問題になってきます。どんな形でこの問題を調整していく予定なのか。これから考えていかなければならない問題なのですけれども、今、一定の考え方を持っていたら、聞かせていただきたいと思います。

（総務）阿部主幹

委員会の絡みといたしますが、それにかかわりまして委員会条例の方で、最終的には決められることになるかと思いますが、私どもの考えとしましては、小樽港やそういった部分のかかわりについては、今おっしゃいましたように経済常任委員会で、負担金のあり方や母体協議の部分については総務常任委員会でそれぞれお願いしたいとは考えております。ただ、石狩湾新港の関係につきまして、小樽港の関連においては、ある程度、経済常任委員会で議論される場合もあると私どもは考えておまして、一方では、総務常任委員会において基本的には政策的な問題を取り扱うことというふうにはしてございますが、場合によっては一定程度技術的な議論がされることもあり得ると思っておりますので、今後、委員会の中で支障が出ないような形では対応してまいりたいというふうには考えてございます。

大橋委員

今、委員会条例とか技術的な問題での答弁はありましたけれども、しかし、小樽港と石狩湾新港は、小樽の一つの港である。そして、両方を考えながら小樽の港湾政策を考えていかなければならないわけですから、それについて経済常任委員会という、要は経済という言葉の枠の中で論じ、政策を立てていかなければならない、そういうふうに私は考えますので、そういう大きなくくりの中で今後どうするのか。いかがお考えですか。

総務部長

今回の組織機構について説明をしたときに、石狩湾新港の取扱いについての御意見をほかの会派からもいただいて、我々の内部でも少し議論をさせていただきました。今、主幹から話したとおりなのですが、まず、小樽港も石狩湾新港も小樽にとっての港ですから、そういう意味では企業の進出を含めて、経済的な分野の関係というのは当然あるのだらうと思っています。ただ一つは、先ほどの質疑の中での答弁などでもそうなのですが、港湾部の中でも小樽港担当と石狩湾新港担当がいて、ああいう二重の答弁になるというのは、小樽港は直接事業を実施するセクションとして事業計画もあるのですけれども、石狩湾新港に関していうと、母体協議の担当なのです。それが現状は主幹・主査という形でおまして、基本的には、私もいましたけれども、小樽市港湾部がやっている業務というのは、小樽港の管理業務が主体です。ですから、そういう意味では今回縮小する港湾室というのは、基本的には小樽港のことをやろうということを一義的に考えました。これまでも比較の中では後背地の土地利用計画や石狩開発株式会社の関係というのはやっていたので、当然この負担金の４億数千万円の方角というのは、大変大きな課題になっていきますので、それらも総合的に市長直轄の企画政策室の中で議論をしていくのが、今の小樽市の現状からいうと、ベターだろうというのが我々の考え方です。ですから、経済常任委員会の中でも小樽港の議論をするときに、石狩湾新港も出てくるというのは、我々もわかりますので、そういう議論にはなりますので、できる限りその議論には答弁できるように、総務常任委員会の中でも一定程度のことは答弁できるような体制をとりながら、少しやらせていただきたいというのが今段階における考えでございます。

大橋委員

今始まったばかりのことで、これについてはさらに議会の立場と市の立場という形で協議を重ねさせていただきたいと思います。

入湯税について

最後の質問ですけれども、市税概要の中で、入湯税につきましては、磯谷部長のときでしたか、入湯税をもっと増額しなければならないという形で、一つの政策として取り上げて、かなり議論がされた経緯があります。それで、業者の抵抗とかがありますけれども、実現したいのだという答弁、もっと増やしたいのだ、そういう話になって、そのままになっているので、その話が現在どういう経過になっているのか、それについてお尋ねします。

（ 財政 ） 市民税課長

入湯税の関係でございますけれども、5 年ほど前に条例の中に利用料金が 1,000 円以下の施設の鉱泉浴場に入湯する者というのはありますけれども、ここの部分を改正して、入湯税をいただくということで検討し、特別徴収事業者である事業者ともいろいろと話し合いをしてきたところでございます。ただ、ここ数年前から、燃料代が上がってきているということもあって、事業者の方でも経営が厳しくなってきたということで、なかなか御理解を得られていないというのが現在続いているところでございます。

大橋委員

相手があってのことだし、現在の経済情勢のこともあるのでしょうかけれども、当初非常に意気込んで計画されていた問題なので、あえてお尋ねいたしました。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 40 分

再開 午後 3 時 00 分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

菊地委員

指定管理者制度について

指定管理者制度について質問します。

平成 15 年 9 月にこの制度が施行されて、小樽市でも指定管理者制度を取り入れています。18 年 4 月に指定された管理者は 3 年の期間が経過した 21 年 4 月には再指定の時期を迎えるわけなのですが、公募によらずに指定されたところも多いと思います。公募によらずに指定されたところについては、再指定に当たって、新たに公募制に切り替えるという考え方があるのかどうか、お尋ねします。

（ 総務 ） 阿部主幹

法施行の関係でありまして、平成 18 年 4 月に任意で導入した施設については 5 年ということで 23 年 3 月末に任意の期限は切れるのですが、任意で導入するに当たっては、それなりに理由があって導入しているものですから、特別な事情がない限りは、任意で指定したものにつきましては引き続き任意でということでは考えてございます。

菊地委員

組織機構の見直しが出されていまして、今度、指定管理者制度は契約管財課で担当するということになっていますが、それはどういった理由によるものかについてお尋ねします。

（総務）阿部主幹

制度自体は平成15年9月に地方自治法の一部改正がありまして、本市では12月に制定いたしまして、実際には16年4月から導入されてきています。

それで、立ち上げ当初につきましては、法令の制定、規則、指針の策定、それと業者を選定するための選定委員会の設置、そういった一連の作業がございましたので、今まで行政改革担当ということでやってきてございますが、新規導入というか、選定作業も一定程度終えまして、業務自体は業者の選定作業が中心で定型化してきているものですから、今後は契約管財課で行うことが適正ではないかということで、今回、業務移管を考えております。

菊地委員

今の答弁から察するに、この先、新たに指定管理者を導入できる職場はないというふうに考えてよろしいですか。

（総務）阿部主幹

市立小樽図書館や小樽市総合博物館につきましては、歴史的な伝承もしていくという上で、なかなか難しい面もあるものですから、今のところ、本市では新規で考えているものはございません。

菊地委員

契約管財課で担当するのがいいのかどうかということについては、疑問を持っているのです。指定管理者制度で指定された団体や会社が運営しているところへの市民からの苦情や要望といった処理、また指定管理者への指導は、こういった部署が行うのかお尋ねします。

（総務）阿部主幹

業者の方への苦情ですが、市民の方からの苦情を指定管理者の方で受けまして、それでおさまらない場合は、一般的には担当する部局がございますので、そちらの方で話を聞くといった形になります。それでも話がおさまらない場合につきましては、今は行革担当の私の方なり、総務部次長の方で話を聞くような形をとらせていただきますが、今後はそういった話については契約管財課の方で聞く形になるかと思います。ただ、指定管理者の施設の方には、市民からのお話などを聞くということで、御意見箱みたいなものを必ずつくるようにお願いいたしますので、指定管理者の方で市民の方からのそういった話というのは一定程度、聞いていけているのかというふうには思っております。

菊地委員

市民の方からの苦情や要望についての処理や対応については、担当部局で一定程度処理できるのかとは思っています。全国では指定されたけれども、指定が取消しになった施設というのは実は結構あるのですけれども、そういう総務省の調査については、把握されていますか。

（総務）阿部主幹

指定取消しをされたという全国的な話については、まだ把握しておりません。

菊地委員

結局、不正が行われた、あとは経営が成り立たなくなると、業者に対する支払が遅れた、賃金未払い。北海道でも帯広市の放課後児童クラブを運営するようなところは、即、市の直営に戻されていますし、小樽市でも観光物産プラザがあります。こういった背景には、コスト削減で人件費の削減や非常勤といった労働条件の低下、そういうことが引き起こされるといふ心配が現実のものとなって起きているのですけれども、再指定を受けるために、さらなるコスト削減で人件費の削減や非常勤職といった労働条件の低下を引き起こさないための公募や契約の要件に、賃金の単価基準を設定する考えというのは小樽市にはないのですか。

（総務）阿部主幹

指定管理者の導入に当たりましては、例えば事業者の方のノウハウを生かしまして、市民サービスの向上を目指す一方で、経費の削減ということも目的としてはあるわけでございまして、そういった観点からいきますと、こち

らの方で最低の件費なりを定めて、この額でやってくださいというようなことは市の方では考えてございません。ただ、最低賃金を切るような低すぎる水準では困るのですが、その業務を行うに当たって必要な人員を確保するための一定の賃金というのは必要になるかと思うのですが、最低このぐらいの賃金でやってくださいとか、そういうような設定の仕方は市の方ではしておりません。

菊地委員

そういった指定された業者の労働者の方々の事情を伺うということは、なかなか市役所側というか、行政側ではつかみきれないのが現状かということで、市民からの要望に対しては、処理対策が原課ではできるかもしれないけれども、指定先の労働者の問題などが発生したときに、契約管財課ではなく、どう対応するかという小樽市における総合的な窓口として、きちんと問題を受け止める部署が必要ではないかというふうに思っているのと、賃金や単価基準の設定をきちんとしておかなければ、ますますコスト削減に走ってしまい、指定された業者のところで働く労働者の身分も守っていけないのではないかという心配を一方ではしているところなのです。そういう問題も含めて、これから先、契約管財課で担当するのが本当に適当なのかどうかということについては、引き続き問題意識として持っていきながら、協議をさせていただきたいと思っています。総合的な窓口が必要ではないかということについては、どういった考えを持っているのか、聞いておきます。

総務部長

契約管財課の方で事務をお願いしようというふうに思っているのですけれども、今ありましたそれぞれの企業で働いている方の賃金の問題は実は選考委員会などでもかなり議論になります。ですから、市側が、もちろん経費削減も含めてお願いするという場面があるのですけれども、今お話がありましたとおり、そうしたら最低以下でいいのかといえば、決してそんなことを望んでおりませんし、小樽の人間が働く中では、一定程度の賃金というのは保障していただきたいという気持ちを持っています。ただ、問題は民間が持っていますある意味では直営ではなかなかできない、柔軟性というか、人の使い方、そういうものは確かにあるのです。ですから、そういうものをうまく使っていただいて、例えば市直営だとなかなかこちらの人をこちらに回してというのは簡単にできない仕組みになっていまして、そこのところは民間は大変に上手に使っていただいている。そういうところでのコスト削減というのは相当出てきていると思うのです。今後ともそういうことをねらいにしながら、先ほど今段階での具体的に新たなところというのは想定していないという話をしましたけれども、これからまたいろいろな議論をしなければならぬ場面というのも出てきますので、こういう議論や協議の中では、話をしながら新たなところも選びながら、そして今御指摘の部分も気にしながら進めていきたい。選考委員会の中でやっていきたいというふうに思っています。

委員長

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

総務部長

先日の予算特別委員会の中で、今般の病院の資金収支計画におきまして、人件費の抑制額として10億7,000万円という部分の金額について、この額に見合う病院以外の額についてのお尋ねが北野議員からございました。

10億7,000万円の中には、病院独自の努力による削減分も含まれているという答弁を申し上げましたけれども、現実に12月段階で今両病院の職員数が560名ぐらいおります。それと全職員が1,917名ぐらいおりますので、この職員数に見合う率で試算をいたしますと、一般会計では約25億円程度になるものというふうに思われます。

北野委員

25億円程度という話ですから、私は再三、約とかアバウトでいいとかと聞いたのだけれども、答えなかった。25億円ということです。

市立病院の資金収支計画について

それで、この取組で幾ら用意できるかは今後の課題だと思うのですが、平成20年度というのは目前なのです。この取組と見通しについて説明をいただきたい。特に20億7,000万円とする平成20年度から23年度までの内訳は、おおよそどの程度見込んでいるかということについて教えてください。

（樽病）事務局次長

これまでも繰り返しておりますが、今一般会計といいますか、小樽市の財政健全化の中でどの程度の人件費削減になるか、この率を見極めなければならないと思いますので、この10億7,000万円についてその割合といいますか、人件費削減、それから病院独自の経営努力、その内訳を今示すことはできません。

北野委員

11月12日の市立病院調査特別委員会で見直した資金収支計画を表にして出しているのです。そして、今まで例えば平成19年度の当年度末不良債務解消額は病院が見込んだより3億5,500万円も減らしているわけです。簡単に言えば、今年度の上半期で3億1,700万円も落ち込んで見通しがなくなったということで、医業収益をさらに増収して、不良債務の解消の財源にしようということで、この見直しが出てきたわけでしょう。そして、さまざまな説明があったわけです。だから、当然人件費ということになれば、職員組合との話し合いもあるでしょうから、それにしても来年度については新年度予算編成である程度めどをつけなければならないわけでしょう。20年度についてもこれくらいということも出てこないのですか。このバックデータは一体何なのですか。

（樽病）事務局次長

年度ごとの内訳ということでしたら、先日の予算特別委員会で小樽病院総務課長から説明いたしました。平成20年度は3億3,000万円、21年度は3億4,700万円、22年度は4億1,500万円、23年度は4億6,100万円と病棟再編分も含めて示しております。それぞれの年度から病棟削減分約1億2,000万円を引きますと、20年度は2億1,000万円、21年度は2億3,000万円、22年度は2億9,000万円、23年度は3億4,000万円、4年間合わせて10億7,000万円という内訳になります。

北野委員

それで、仮にあなた方の言葉で言えば、オール小樽で10億7,000万円を全額用意できないとすれば、その差額は当然病院の人件費以外で用意しなければならないということになるわけです。この場合、人件費以外で用意しなければならなくなったとき、その財源はどうするのかということが出てくるわけです。この疑問に教えてください。

（樽病）事務局次長

いわゆる一般会計と同様な給与削減ができない場合の経費節減策でございますが、一つには給与の率なりを削減するほかに、いかに少ない人数で病院を運営していくかということで、合理化といいますか、そういう工夫も必要だと思います。また、今の計画上、6月と11月では変更はしておりませんが、その他の経費につきましても、毎年度不用額が出ておりますので、そういうものの経費をさらに節減して出していくということもあると思います。また、大変厳しい中でございますが、財政当局とも今後の負担について話し合わなければならない、そういうこともあり得るかもしれません。

北野委員

私の聞き違いではないと思うのだけれども、既に不良債務解消の当初計画より一般会計は5億円追加支給していただくということになって、この資金計画を立てています。そのほかにも、病院の方の努力がうまくいかなかったら、また一般会計と相談するという、今の答弁は。新たな話です。

（樽病）事務局長

この不良債務解消計画は平成23年度まで不良債務を解消していくということでございますから、今、北野委員が言うように、いわゆる収益の状況が今の計画から異なってくることも、多くなる場合もありますでしょうし、少な

くなる場合も十分あるかというふうに思います。そういった中では、私どもが考えているのは、毎年この計画自体を、その都度、収益をにらみながら、見直していかなければならない状況になるだろう。その中で、今次長が言いましたようにできる限りの経営改善策を講じる、これが大前提になると思います。ただ、私どもが考えているのは、いずれにしても23年度で不良債務を解消しなければならないという一つの大きな課題があるわけですから、今後の状況については、今言ったようなことを職員一丸となって十分頑張ってもらいますし、財政部との協議が必要になるということもあろうかと思えます。

北野委員

答弁を聞けば聞くほど後退していく。一般会計に頼る。今日もまた新たな話が出たのです、今までそういう説明を一切していないのだから。病院でさらなる経営健全化対策というのが、必要だということで努力されるという話ですが、具体的には何を考えているのですか。

（樽病）事務局次長

病院事業会計と一般会計の負担といいますか、人件費削減の額なり割合が決まっていなかった中ではございますが、私どもが具体的に考えているというのは、先ほど申したような経費削減をどこまでできるか、それから人数をどういうふうに持っていかなければならないか、そういうことはございます。また、今新しく地方公営企業法の全部適用なども考えておりますので、両病院合わせて1人の管理者の下で経営するわけですから、そのときの組織体制なり、合理的な運営というのをどこまでやるのか、そういうことを考えていかなければならないということで、これをやって幾ら生み出す、そういうものではございません。

北野委員

何か金額をしゃべればまた次の点へ飛ぶかと思って金額について触れないけれども、私は金額を聞いていないのです。病院のさらなる健全化を進めるために、どういうことを考えているかと聞いているわけですから、例えば、今、地方公営企業法の全部適用ということを具体的に言いましたが、そういうことで何かないのかと聞いているのです。金額まではいいですから。

（樽病）事務局長

これからの改善策を具体的に示せということですが、今、私どもはこれまでも経営改善にはいろいろ努めてきまして、委託化も進めてきた中で、これから大きな資金を生み出す改善策というのを見つけるのはなかなか難しいという状況でありますけれども、今、小樽病院事務局次長が言いましたように、平成21年度から地方公営企業法の全部適用、これは管理者にいわゆるほとんどの権限が市長から移ってくるわけですから、こういった中で、人件費につきましても金額の問題、それから人の数の問題、こういったものも総体的に見直していかなければならない。これがどういう結果になるかは別として、そういうことも見直す。公立病院改革ガイドラインが出ますので、こういったものも合わせながら、不良債務解消計画とともに経営改善計画というものをさらに検討していくということでございます。

北野委員

地方公営企業法の全部適用ということになれば、その移行に当たって何をクリアしなければならないのですか。

（樽病）事務局主幹

事務手続といいますか、スケジュール的なことで答弁させていただきたいと思えます。

まず、全部適用につきましては、平成21年4月1日導入に向けて、現在、準備を進めているところです。全部適用を導入するには、条例で定めなければならないということになっておりますので、導入日前までにまず条例案の議決をいただくということが第1点ということになります。

来年度から全部適用を導入する室蘭市と名古屋市につきましては、この年末の定例会にその条例案を提出しております。また、条例公布から導入日までの間に、関係規則等の改廃、企業管理規定の制定などのため、一定の準備

期間が必要になりますので、現時点では来年の第４回定例会に条例案を提出する方向で準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、一般的に全部適用の成否につきましては、ひとえに管理者の力量にかかっているとされておりまして、条例案の提出に合わせまして、関係機関と協議をしながら、慎重に管理者の人選を進めてまいりたいというふうに考えております。

このほか全部適用の導入により小樽病院と小樽第二病院という別の組織である二つの病院が、病院事業として管理者をトップとした一つの組織となりますので、新たに置かれる管理者の下で効率的な組織を検討し、全部適用の導入に合わせて実施していく必要があるものと考えております。また、職員の身分の根拠法が地方公務員法から地方公営企業等の労働関係に関する法律に変わりますので、職員組合と給与その他の勤務条件について労働協約を締結し、企業管理規程を制定するという事を予定しております。

北野委員

そうすると、労働組合が別組織になるということだから、今度、公営企業管理者とそこの職員組合との団体交渉で賃金が定められるということになるわけですか。だから、小樽病院事務局次長はそこまでは言わなかったけれども、結局全部適用をやる最大のねらいというのは、今度は病院以外の職員と連動しないで、賃金の切下げはできるということになるのです。それが魅力だ、それが全部とは言いません。今、主幹がおっしゃられた一番大事なことがあるわけですから、それを私は否定しているわけではありませんから。しかし、あなた方の不純な動機と言ったら大変失礼だけれども、差し迫っている動機からいえば、全部適用にして病院の職員だけ賃金を切り下げるということを具体的に考えているということは、容易に想像がつくのです。

そこで伺いますけれども、そういうふうになった場合に、今度は今 7 対 1 看護体制ということで適用されている財政上大変助かっているという取組が崩れる心配はないのか、あるいは 7 対 1 看護体制は適用にならないのかと、その辺について説明してください。

（樽病）事務局長

現行の 7 対 1 看護体制は適用されておりまして、来年度の 4 月からの診療報酬改定で 7 対 1 看護体制の基準がどうなるかという問題はありますけれども、これは診療報酬上、病院経営にとっては非常に大きなプラス要因ですから、やはりこの部分もそうなのですけれども、いわゆる 2 年ごとの診療報酬改定でどれだけ病院経営にこの改定が影響するのか、プラスに影響するのか、マイナスに影響するのか、そういったものを常に改定のたびに極めて、職員の配置が必要であれば、そこでしなければならぬということも出てくると思います。一概にこれから人員をすべて削減していくという話にはならない。その時々いわゆる診療報酬の改定と状況を踏まえて、

（「いやいや、局長、私の聞いていることをすり替えて言ったらだめです。私は人を削減するなんていうことを聞いていない。賃金の切下げをやるのではないかと聞いているのだから。そうすると、やめる人が出て 7 対 1 看護体制は崩れないか。その心配について聞いているのです。」と呼ぶ者あり）

今の委員のお話は、恐らく賃金カットをしたらやめていく職員もいるだろう。その辺は、私ども内部でも院長はじめ各部局の総師長とも話しておりますけれども、そういったことは起こり得るだろうというふうには残念ながら思っております。退職者が出ないということは難しいと思っておりますけれども、そういった中で何とか違った方法で、例えば看護師の研修体制をしっかりとさせるなど、魅力ある病院づくり、そういったもので何とか、退職者の抑制を図る。それから欠員が起きた場合には、何とか欠員を補充する、職員採用をしていくということで対応しなければならぬ。そして、現行の基準で考えれば 7 対 1 看護体制は確保していかなければならぬというふうに思っております。

北野委員

そういう心配も私が指摘する前にされているそうですから、対策は考えておられると思うのです。かなりの人数

の職員、看護師などが退職されるという場合、退職手当債で処理するのでしょうか。だから、そこでは予測していないことが出てくるわけです、これは歳入、収入の方になりますけれども。

そこで、財政部の方にお尋ねしますけれども、今お聞きのとおり、あなた方は新年度の予算編成に向けて、国の動向を見ながら、今一生懸命、収支計画の見直しをやっているけれども、病院の経営がこれからうまくいかなかった場合、今日初めて出されましたが、5億円のほかに新たに一般会計と相談するというふうにおっしゃっているのだけれども、それは織り込み済みで収支計画をつくっているのですか、作業に入っているのですか。

財政部長

病院への御質問の趣旨ですので、10億円何がしのねん出が全くなかった場合に、どうするのだと言っている中の御質問であったかと思えます。病院の方としても大変苦しい答弁であったかと思えますけれども、その中でいろいろな改善策を講じても足りなければ、一般会計側と相談したいというふうに答弁したかと思えます。

私たちが今、行っている中に、今の話が含まれているかということになりますと、現在では見直しは想定しておりませんが、今後やむを得ない状況になるのであれば、とにかく小樽で抱えた44億円の借金が響いていることで、それはもう市全体としての償還に向かっていくことですから、どういう手段になるかわかりませんが、当然検討していかなければならないことではあるかと思えます。

北野委員

時間がなくなりますから、次に行きます。

新病院建設用地購入のための起債申請について

新病院建設用地購入を平成20年度に変更しましたが、20年度起債申請に向けて、何のハードルがあるのか説明してください。

（樽病）総務課長

平成20年度の起債につきましては、今までも答弁していますけれども、病院の収支計画が実際の計画と実績がきちんと遂行されていくかということを見られますので、まずは今年度下半期、これが順調に計画どおりいくかということで今年度の起債が決まる。そして、来年度に向けては、やはりまた来年度の収支計画どおりに、実際に収支がどのように遂行されていくかということが見られるというのが、基本的な起債の導入の基準となっていくということでございます。

（樽病）事務局次長

今、小樽病院総務課長の方から不良債務解消計画のことが出ましたが、若干つけ加えますと、平成19年度は、医療機械の購入でございますが、用地を購入することになりますと、新病院のありよう、その経営がどうなのか、そういうところについても、北海道なり国の方では注視するのだろうと思えます。

それともう一つ加えて、これは道との協議の中で言われていることですが、病院だけの経営というよりも、やはり先ほどから言われている財政健全化法の関係もございまして、小樽市全体としての赤字額が増えないような方向性での計画のづくり、そういうものが必要だと思われます。

北野委員

3点言われましたけれども、まず不良債務解消計画は道にも認めていただいたから平成19年度は何とかなりそう。しかし、見直された一般会計の収支計画の実行状況も点検される。それから、新病院の収支については、11月12日に出した資料のこの部分ですか、既に出してあるけれども、新病院は本当に大丈夫かという収支はこの表に出ているということですか。

（樽病）事務局次長

今回示しました資金収支計画は平成25年度まで出ておりますが、23年度の後半、24年度、25年度については、こは新病院の収支ということで計算しております。

北野委員

それでは、病院の問題は明日、市立病院調査特別委員会がありますから、我が党の委員から出ると思います。

石狩湾新港関係の総務部移管について

次に、行政改革にかかわってお尋ねしますが、石狩湾新港と小樽港の問題は、私が聞こうと思っていたことを大橋委員の方から 3 分の 2 以上質問されましたので、大橋委員が触れなかった部分にのみ絞って聞きたいと思うのですが、今度の組織機構の見直しでは、石狩湾新港管理組合についての事務は総務部に移管するというふうに書いています。ここで審議することではないですけれども、議案の中ではそう書かれております。

先ほど大橋委員との間でいろいろありましたけれども、人を無駄なく配置したりなんなりするという、行政改革のあなた方の立場から言っていること、これは少し無理があるのではないかと。結局、私が指摘するのは、石狩湾新港の母体協議にかかわることですが、管理者負担金や政策上のことです。これは当然一体のものなのです。もちろん港湾整備の問題もあるわけです。そうすると、港湾部は港湾室になって残るところが港湾整備もやる。そうすると、港湾整備について詳しい方を、総務部にも配置しなければならないということになるでしょう。余計な人員配置になるのではないかと懸念があるのです。その辺はいかがですか。

総務部長

現在、港湾部の中で石狩湾新港に関する業務というのは、主幹・主査体制でやっておりまして、今御質問にありましたとおり、ある意味では港湾の技術的なことがわかっている職員というのも確かにおりますし、港湾部の中にはもともと石狩湾新港に派遣された経験者もいるものですから、それなりに知識を有している人間はいるのは事実です。今、総務部に移管するというのを考えているのですけれども、今、実際業務をやっている体制と同じようなボリュームの人間を移管しようと思っていますので、おおむね石狩湾新港の業務については現在答弁できている範囲の中では、今後、総務部の方へ移っても対応していけるだろうというふうに思っています。

現在の港湾部には技術職員はかなりいますから、そういう面では従来の経験の中で、その場ですぐ解決できるということはありますけれども、今後も港湾部といろいろ連携しながら、港湾室になりますけれども、そういうことの話も聞きながら、総務部に配置をする人間でやっていけるだろうというふうには思っております。

北野委員

石狩湾新港の財政問題というのは、これまでもさまざまな港湾計画の起債の償還ということが、金額ではかなりのウエートを占めている。これからさらに、北防波堤の延伸や防波堤（島外）をつくるということで今の時点で 150 億円もの総事業費が予定されている。だから、港湾整備と財政問題は狭い目で見ても切っても切れないのです。

それから、小樽港にどういう影響があるのかということも、総務部に聞いてもわからないと思うのです。だから、私が心配するのは、大橋委員も心配されての質問だと思うのですが、今度の機構改革が行われたら、当然、議会側としてどの常任委員会でどれを所管するかということの条例も定めなければならないのです。今まで石狩湾新港についての議会審議は経済常任委員会でやってきたけれども、今度は総務常任委員会でやってくださいということなのです、わかりやすくいえば、答弁もできますというのだけれども。

そこで、大原則で伺っておきますけれども、議会の側はこれからどういう所管になるかわからないけれども、議会審議にそごを来すということは間違ってもないのでしょうか。

総務部長

かつて石狩湾新港特別委員会が存在していた時代も、石狩湾新港にかかわる業務をやっている当時の企画部、水道局、経済部とさまざまなところが組織しながらやってきた経緯があって、それが現在、経済常任委員会の中でという経緯は十分承知していますし、そういう意味では、今、御質問にありましたとおり、総務部に移っても技術的な問題も含めて、我々としては対応できるだろうというふうに思っておりますので、もちろんすぐそのまま一気に 100 パーセントいけるかということ、そこのところを先ほど大橋委員にも答弁させていただきましたけれども、少し時

間をかけながら移行していくような形の中で、御迷惑をかけないようにやっていきたいというふうに思っております。

北野委員

あなた方は議案を通したいから、そう言って、盛んに心配ないとおっしゃるけれども、例えば港湾貨物の問題とて、輸送形態の変遷で、近代化で一般貨物はコンテナ化されてきているのです。本来小樽港で扱うべき貨物はコンテナの中にしまい込まれて、どんどん石狩湾新港にシフトしていつているのです。そのあたりを石狩湾新港でどんな貨物を扱って、小樽港で扱われた貨物にどんな影響があるかと聞いたら、答えられるのですか。今、総務常任委員会は前田委員長、経済常任委員会は大橋委員長です。そうすると、経済常任委員会や総務常任委員会で質問すれば、それは総務常任委員会で質問してください、それは経済常任委員会で質問してくださいと、こういうふうに答弁して、委員会審議に影響が出るという心配を強く持っているのです。苦労するのは常任委員長です。理事者側の問題によって、委員会審議に迷惑をこうむるのはこちらなのだから、そういうことが予測されるから、そごを来さないのかと聞いたのです。総務部長が何か逃げ道をつくって、時間をかけて何て言っているわけだ。それはもう完全に逃げの姿勢です。四常任委員会は一斉にやるのですから、今度議会側が 2 日間やらしてもらわなければならないということになりかねないし、あるいは、あなたが石狩湾新港特別委員会をつくれれば、この問題は解決するからいいのではないかと聞いたか言わないかはわからないけれども、とにかく石狩湾新港特別委員会というものがかつてあったということで、議会に挑発までかけている。それは石狩湾新港特別委員会をつくれれば、私はいいと思うのですけれども、そうでない限りは、必ず審議に影響を及ぼすということになりますから、この問題については慎重にやっていただきたいし、さらにまた総務常任委員会で議論があると思いますから、そこへ譲ることにいたします。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

佐藤委員

公設青果地方卸売市場の民営化について

一般質問させていただいた中で公設青果地方卸売市場の民営化についてお伺いしましたけれども、その中で公設青果地方卸売市場の民営化に関しては、いろいろ難しい課題もあるけれども、民営化に関しては検討していくという答弁をいただきました。その中で、現在の公設青果地方卸売市場運営委員会のあり方を教えていただきましたけれども、民営化になった場合の公設青果地方卸売市場運営委員会のあり方についてはいかがお考えですか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

まだあまり民営化になっている市場がないものですから、民営化になった場合、具体的にどういう動きをさせているかというのはなかなかわかりづらいところがございます。そもそも、これは委員も御承知のように、法施行が昭和46年ということで、中央市場が整備されてない時期に、設置と運営のための協議会という形で法的には言われております。それで細かい内容につきましては、設置主体が地方自治体ということで位置づけられているものですから、各都道府県の条例にゆだねられる。それを受けまして、地方の卸売市場であります当市場もそうなのですが、その中で公設青果地方卸売市場運営委員会の設置が条文上言われているというところがございます。もう49年ほど経過しているものですから、状況に内容が合わなくなっているということで、最近卸売市場法の改正では、平成11年に市場の取引委員会というものを新たに設置して、市場の活性化を図るというようなことが言われております。それもなかなか具体化されておりませんが、今後に向けて平成16年の改正もありまして、さらに強化していくというのが市場法の立場です。民営化になりますと、生鮮食品を扱うという公共性の部分と取引の公正ということがありますので、直ちに市が身を引くというような形にはならないので、委員の構成も含めて市場運営と

いう協議機関があったらいいのかということ含めて、検討していかなければならないというふうに考えております。

佐藤委員

現在は公設青果地方卸売市場運営委員会のほかに、市場内で業者間による委員会が当然あるわけですが、そこが民営化によってなくなるとは考えられませんので、どうかそことうまく一緒に公設青果地方卸売市場を運営していくという観点からも、ただ、今の構成されている委員のメンバーがそこでどうなるかという問題はありますけれども、そこも含めて一緒に検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

今、御指摘をいただいたのは、市場運営協議会ということで、市と市場内の卸売業者、それから小売商の代表などで構成し、現実的な運営について、毎月協議しております。細かい話では、競りの開始時間や照明の点灯時間、そういうようなことを協議しております。

先ほども説明をしたのですが、さらに今、規制緩和が進んで取引に注目した中で、市場の取引委員会というのを強化していくというのが、国の方の考え方でもありますし、委員構成も当然なのですが、それによる仲介側によるトラブルを避けるということで、先ほどの公設青果地方卸売市場運営委員会とはまた別組織になるのかと思いますけれども、新たに第三者的な組織の設置を検討していかなければならないということです。

佐藤委員

もしも民営化になったらという質問ですので、この辺で終わらせていただきます。

幼稚園支援について

続きまして、幼稚園教育の方で質問させていただきたいと思います。

こちらの方も一般質問の中で答弁をいただいているところで、現在、幼稚園への支援というものに関してはどのようなことが行われているのか、答弁をいただきたいと思います。

（教育）学校教育課長

現在、市が幼稚園に対して行っている財政的支援について答弁します。まず一つには主に教材購入費等に充てられていますけれども、幼稚園に対する私学振興補助金、二つ目には幼稚園連合会に対する補助金、三つ目には障害児が在籍する幼稚園に対する障害児指導費補助金、四つ目といたしまして、保護者の所得状況に応じて経済的負担軽減をするとともに、公私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図るという目的で、幼稚園就園奨励費補助金、この四つの財政的支援を行っております。

佐藤委員

それぞれ支援の内容、金額等を教えていただきたいのです。

（教育）学校教育課長

私学振興補助金につきましては、これは実際その教材購入費等に充てられているのですが、単価4,500円掛ける園児数になります。二つ目の私立幼稚園連合会運営費補助金につきましては5万円でございます。三つ目の私立幼稚園障害児指導費補助金は単価2万4,000円掛ける園児数となります。四つ目の就園奨励費補助金につきましては、各保護者の所得の階層に応じて金額が変わってきます。

佐藤委員

教育委員会の方では、今のところはっきりとした私立幼稚園にかかわる窓口というのはないという現状ですが、小樽市内の幼稚園の現場の方で、例えばこういうことが行われているとか、地域とのかかわりではこういう実態だということ把握されているのですか。

（教育）学校教育課長

具体的にその実態を調査したことはございませんけれども、例えば幼稚園連合会に対して、補助金を出していても、その補助金を使って、いわゆる幼稚園間の教諭が集まって研修会を開くなどを実施しているというこ

とは聞いております。

佐藤委員

幼稚園教育の振興に向けた計画の策定ということでは、今後、関係部署と連携しながら進めていただきたいと、こういう答弁をいただいたところです。ただ、その中で小樽市次世代育成支援行動計画においてという答弁をいただいたのですけれども、この計画に関しては、子育てという立場からが大前提となっている計画でありまして、本来、幼稚園教育というものは御存じのように、幼児期の教育の視点からという立場の幼児教育というところですが、この支援というものと親から子供への子育てという支援と、幼児教育という立場の違いから、今後、育成計画だけではなかなか幼児教育、幼稚園教育というものは、十分な計画を立てられないということが現実問題としてあります。これから始めるという計画ですので、今ここで、ではどうなのだという話にはなかなかならないと思いますけれども、もう既に計画を立てているさまざまな自治体がありますので、そこをぜひ参考にしながら、今までなかなか手をつけられなかった、そして目をつけられなかった幼児教育の部分に関して、新あおばとプランが再来年度からできるわけですから、そこに向けて計画の策定を進めていただきたいと思います。これは御答弁をいただかなくても結構ですので、私からの要望といたしますので、ぜひそのような形で進めていただきたいと思います。

通学路の除雪について

通学路の除雪についてでございます。雪が降ってまいりますと、通学路も狭くなってきまして、子供の安全というものに関しては、地域も親も敏感になっているというのが現状です。

そこで、通学路に関しては、特に地域住民や近隣施設との絡みがございまして、もし、排雪、除雪もあわせて、こういうことがあったら何とかしていただきたいという地域住民からの要望へのアドバイスや対応があれば教えていただきたいと思います。

（建設）雪対策課長

通学路での住民への除雪、排雪へのアドバイスということでございますけれども、通学路の方につきましては、通常除雪を行っているところでございます。また、地域住民へは広報等により、あき土地というのですか、あいている土地などを提供していただいて、そこに雪押し場として押す、若しくは地域の方がそこに雪を持っていくというような広報等の活動はやってございます。

佐藤委員

雪捨場がない地域住民は、側溝に雪を捨てるというようなことがあろうかと思っておりますけれども、そのような場合、子供がその側溝に落ちるといった話があったら困るものですから、それに関しては、例えば雪捨場の確保以外に、地域住民へのアプローチというのはどういうふうを考えていますか。

（建設）雪対策課長

側溝への雪捨てについては通常は側溝にふたがしてない部分とふたのしている部分がございます。そういう中で、市民が側溝に雪を入れるという部分につきましては、ふたのしてない部分については、おおむね周辺住民の方が理解しているかと思っております。また、ふたをあけて投雪される方、またそれを開けっ放しておく、そういう部分では、見えている部分については非常に安全かと思うのですけれども、ただ夜間や降雪のあったとき、見えなくなって落ちるような非常に危ない状況が発生する場合がございます。また、これにつきましては、私どもの道路パトロール若しくは市民の方より指摘される部分というのがございますけれども、そういう場合、その行為者を特定して、危険なものにつきましては、その回避に向かって交渉というか、注意を行ってまいりたいと考えております。

佐藤委員

やはり地域住民との雪のトラブルというのは、行政として大変なこととは思いますが、ぜひそのような情報なり、苦情があった場合は、適切に対応していただきたいと思っております。

横田委員

防災対策について

代表質問で防災について伺いました。言うまでもないことですが、地方自治体の安全・安心といいますが、首長の責務ということ。防災、いつ起こるか分からない災害に対して、常に備えをしていくというのは、極めて重要な自治体の責務だと思うのです。ただ、交通事故や火災のように発生頻度が比べものにならないくらい極めて低いわけですので、どうしても意識は低くなるのかという気がいたします。

本会議でも例えば非常招集の訓練とか、それから情報をそのまま一元化して、素早く災害に対応できるための一番のかなめの場所であります災害対策本部を現実に設置して、機能するのもしないのか、きちんと集まってくるのかという、そういった訓練をされているのかという質問をしましたところ、やっているようです。平成 8 年度といいますから、11 年ほど前にやられているようであります。ただ、聞きますと、それも災害対策本部員や、あるいは徒歩通勤可能な管理職等 100 名くらいということで答弁をいただきましたけれども、ちょっと足りないのかという気がしますし、それから 10 年前にやった訓練では、平成 9 年度以降に入った職員はやっていないわけですから、果たして対応できるのかというふうに思います。私が警察にいたときは、年に二、三回は必ず非常招集があるのです。酒を飲んでいようが何しろ必ず出るといことで、これは職員組合がないからできたのかもしれませんが、年に数回やっても、毎回うまくいかないのです。どういうふうに人を配置するか、関係者の把握など、たくさんいろいろなことがあって。

それで、私は本市の各関係の皆さんはしっかりとした計画でやられていると思いますけれども、災害の発生に関してだけは、非常に心配なのです。いざ起きたときにどれだけの対応ができるか。例えば大きな地震等があって、がれきに埋もれた方々がいたときに、埋もれた方々の発見が 1 秒でも、早ければ早いほど生命を助けることができるわけです。実践的な訓練は必要なものと考えていますというような答弁をいただきました。現実にはもちろん混乱しますから、そんなことも含めて、いつやるという話ではないかもしれませんが、何か計画的なものがあれば、ひとつ示していただきたいと思います。

（総務）黒澤主幹

訓練の重要性は十分認識しております。訓練で失敗することによって、次にどう、またこうすればいいというそういう発見があると思います。訓練の具体的実施日時やその内容についてはまだ決定しておりませんが、非常時連絡網による避難訓練、参集訓練、そういう中の徹底した訓練を、今、計画中でございます。これによって実施してまいりたいと考えています。

横田委員

いろいろ考えていると思うのですが、例えば何月何日の何時にやるなんていうのは、訓練になりませんが、深夜や早朝にやってこそ、先ほど言ったように実践的な訓練になると思います。アルコールが入っている方もいるでしょうし、それから車のない方もいるでしょうし、遠距離の方もいると、災害対策本部長はどうやって来られるのか。このことで冗談は抜きにしても、幹部職員以下が本当に速やかに集まれるような訓練をぜひやっていただきたいと思います。これはお願いします。

それと、災害対策本部の設置の中に、無線機の設置がないようなのです。今、携帯電話も大分普及したとはいえ、携帯基地局がだめになると携帯電話はもちろんダウンしますし、有線については電話機の設置はされるようですが、これとてラインが切れてしまったら終わりですので、そういうときに無線が一番活用されるということになるわけです。災害対策本部に無線機の設置がないということに対しては、どういう考えなのか。全員が一遍に聞けますので、一番あっていいのかと思うのですが、いかがですか。

（総務）黒澤主幹

現在、防災担当としての無線機は整備してございません。ただ、地域防災計画の中で、災害通信計画に規定されておりますけれども、実際に災害の現場で活動する消防本部、建設部、水道局、環境部、これらには無線施設が整備されてございます。それらを活用した中で、さらに連絡体制をとりながら対処してまいりたいというふうに考えております。

また、小中学校等の避難所には災害時優先の携帯電話を配置しております。災害時の情報収集など、それを利用して連絡できるような体制をとっております。

横田委員

一番大事なのは情報をどう集約し、そして分析し、具体的に要員を配置し、現場に急行させる。ですから、災害対策本部長がまず情報を把握できるようにしなければならない。今言ったように各所に無線があるというのは当然なのですけれども、その無線を何とか集約できるようなシステムがつかれないのかという気がします。私は何年前にも同じような質問をしたのです。アマチュア無線のクラブや団体がたくさんありますので、そういったものと協定というのですか、アマチュア無線を活用して、災害があったときにいろいろな手伝いを願いたい。ほかの自治体でもやっているようです。具体的なことはわかりませんが、そうしたこともどうですかと、それこそ数年前に質問したのですが、何か進展といいますが、考えがありますか。

（総務）黒澤主幹

アマチュア無線につきましては、現在そういう協定等は決めてはございません。ただ、地域防災計画の中で、日本赤十字、小樽地区のアマチュア無線奉仕団、そちらの方たちが活動して無線の担当をしております。ただ、アマチュア無線自体が災害時どこまでの役割を果たせるのか、また利用した場合、情報の混乱にならないのか、その辺の活動状況も見ながら、もうちょっと研究してまいりたいと思っております。

横田委員

そういった懸念もあるかと思えます。日本赤十字は札幌市の方に行かれたのですか。すぐ来るとい話にはならないだろう。小樽市にも当然アマチュア無線クラブが、J A 8 Y A A と名前がついていて、まず相談して、どんなことができるのかできないのか。それから、市役所が遠いということで難しいのであれば、自宅から情報をもらう。こちらの受け手が自宅に行くようにするのだということまでやられた方がいいのかと思えます。今は携帯電話が普及したので、アマチュア無線の人口というのは大分減ったかもしれませんが、それでも車に積んだり、あるいはハンディを乗せたりしている人がいますので、だれがそこでどういうふうになっているとかまちの事細かな情報が拾えると思うのです。それを集約することが、防災対策に生かされることではないかと思えますので、具体策をぜひ検討いただきたいと思います。たぶんみんな協力してくれます。日本赤十字では今言われたように、奉仕団があるようですから、アマチュア無線の小さなクラブが幾つかあるので、そういうところをお願いした方がいいのかと思えます。そして、彼らにも防災の意識を高めることにつながりますので、ぜひお願いしたいと思えます。

先ほど組織機構の話もありましたけれども、前にも言ったことですが、以前に鹿児島市に視察に行ったときに、桜島がありますので、防災には非常にナーバスになっています。それで、安心安全まちづくり条例をつくったときに、安全に関するものを全部まとめて、防災、交通事故関係、生活安全、教育委員会がやっている子供の安全・安心に関することなどを安心安全課という一つの課があって、横の連携をとりながらやっています。すぐつくれという話ではないですけれども、その辺の考えがあれば、聞かせていただきたいと思えます。

総務部長

今回の議論の中で、今御提言の中身というのはあまり具体的に進まなかったというふうに思います。今、お話を聞いて、御趣旨は十分わかりますので、来年度以降、またいろいろな課題の整理をやってまいりますので、十分御提言の趣旨を踏まえて検討させていただきたいと思えます。

横田委員

防災訓練をやられたのが10年前ということですが、これは阪神淡路大震災の後にやっております。7月16日に新潟県中越沖地震がありましたので、そういったことも踏まえて、防災計画の訓練をやっていただければと思います。災害があった後にやっても意味がないから、ある前にやっていただきたいので、計画もされているようですけども、ぜひやっていただきたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 4 時10分

再開 午後 4 時35分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、北野委員。

北野委員

日本共産党を代表して、予算特別委員会に付託された案件のうち、議案第1号の補正予算に反対し、討論をいたします。

議案第1号で、後期高齢者医療制度施行準備事業費として280万円の補正予算が計上されていますが、代表質問でも詳しく述べましたように、あるいは何回かにわたって我が党の議員が指摘してきましたが、後期高齢者医療制度は世界でも例のない差別医療を持ち込むものであり、かつ健康保険料としても、北海道の場合は平均8万6,280円であり、低所得者軽減措置を適用した後の平均は7万円台になると思うのですが、今度は年金からも天引きするし、無年金など、無収入の方は同居している家族に保険料を払わせる、こういうひどいやり方が強行されようとしているわけです。強い反対が全国的にありますから、政府も一部手直しをして先送りを決めていますけれども、それはほんのわずかであって、小樽市で言えば約2,700人と言われている、現在、健康保険料を払っていない、息子などの健康保険の扶養家族になっている方です、この方は半年間だけは免除する。残る半年間は8万6,280円の半分の1割負担ということになって、1年後には現行法どおりということになるわけですから、本質は全然変わっていないということです。

それから、疑問は行政改革の一環として、今度、質問でも出された石狩湾新港にかかわることは総務部でということになりますが、詳しくは予算特別委員会で指摘したとおり、議会審議に大きな障害をもたらすのではないかと、いうふうに懸念するわけです。だから、私は各党の皆さんともこういうことを現実に展開していけばおわかりになると思いますから、ぜひ石狩湾新港特別委員会の復活を検討しておいていただきたい。詳しくは、この点については本会議の討論でやります。

それから、今度の定例会で引き続き大きな問題になった新病院の建設の問題でありますけれども、これについては、簡単に言えば、新病院建設の上で44億円の不良債権を5か年間で解消というのが絶対条件です。平成19年度はその初年度だったのですが、病院の医業収益が計画どおりにいかず、上半期だけで3億1,700万円も落ち込んで、不良債権解消の財源が出てこないということで、資金収支計画の見直しを余儀なくされた。病院の方は人件費の削減ということで、引き続き行っている。こういうふうになれば、際限なく人件費の削減となる。だから、公営企業法の全部適用も、直接的な動機は、今度は病院以外の職員の連動する削減がなくても、公営企業管理者が団体交渉で賃金の引下げを図れるということを手にしたということで、急いで平成21年度から全部適用を

考えている。こういうことなどが出てきましたけれども、私が心配するのは、今度の見直しで 1 病棟 40 床閉鎖、20 人の看護師の削減、こういうものが出ていますが、これからも病院の不良債権解消分を人件費でなかなかうまくいかないという場合に、また病棟閉鎖ということをやるとはならないかという心配もあるわけで、際限なく収益の上がる土台を掘り崩して行って、果たして健全な病院の経営、収益が上がっていくのかということが懸念されるわけです。

そのほかたくさん問題がありますが、こういうことなども今度の定例会で明らかになった問題点で、明日も大いに議論があると思いますから、私たちはこういうことにも触れて、今回の討論にしたいというふうに考えています。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも大竹副委員長をはじめ、委員各位と市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝をしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。